

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
健康増進法第76条第1号	喫煙目的室設置施設の政令要件維持に関する改善命令違反の過料処分	健康増進課

（対象）

施設の管理権限者等

（内容）

喫煙目的室設置施設が政令要件※を満たしていない場合の標識の除去又は適合するまでの間の供用停止に対する改善命令に違反した場合は、50万円以下の過料に科す。

（処分基準）

法第32条第3項、法第34条第3項又は法第36条第4項の規定に基づく命令に違反した者。

※補足 健康増進法施行令第4条（喫煙目的施設の要件）より

第4条 法第28条第7号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。
- 2 施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。
- 3 施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売にあつては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。）をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。